

南丹市立殿田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な人権問題である。

南丹市立殿田中学校では、生徒一人一人の尊厳を守るため、地域・家庭その他の関係者諸機関との連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期指導と対応及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための組織を中核として実効的に対策を推進するため、南丹市立殿田中学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

第1章 いじめ防止基本方針策定の意義

- 1 教職員がいじめを抱え込まず、いじめの対応が組織として一貫した対応となる。
- 2 生徒や保護者に対し安心感を与え、加害行為の抑止につながる。
- 3 加害生徒への成長支援の観点を位置付け、加害生徒に対する立ち直りの指導やそのための支援につなぐ。

第2章 いじめ防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門的知識を有する者その他の関係者を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、SC
- 3 「いじめ防止委員会」は毎月開催する。(第1または第2金曜日)なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。
 - (1)基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正、及びいじめの相談・通報の窓口
 - (2)いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (3)いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者、関係機関、専門機関との連携等対策方針の決定

第3章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子ども加害者にも被害者にもなりうる。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に教職員の一致した体制の下、学校、家庭、地域社会、関係者等が一体となり、社会総がかりで推進するための普及啓発をするとともに、全ての生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、人権尊重を基盤としていじめの未然防止に継続的に取り組む。

2 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が学校に在籍するなど、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「いじめの認知」については、たとえけんかやふざけあいであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく、活力と規律ある授業づくりの推進
- (2) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取組の推進
- (3) 人権教育、道徳資料と連動した価値観の形成
- (4) 正義の通る学級・学年づくりとリーダー育成の指導
- (5) いじめについて理解を深める取組の推進
- (6) ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーション能力育成の取組
- (7) 教職員の資質能力を高める取組の推進
- (8) 教職員研修の充実(ネットいじめ等)と関係機関との連携
- (9) 保護者啓発の推進

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、いじめの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底すると共に、生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の収集及び集約と共有

○いじめが疑われる兆候をとらえたら、教職員で概要を共有し、被害者生徒を守る立場で指導方針を立てる。

○特活の日を活用したリーダー会等での学級状況の分析をする。

○いじめに関する情報については、些細な兆候も含め、「いじめ防止委員会」で情報を共有するとともに、全ての教職員が当事者意識を持ち、一致協力して指導、対応を進める。

○緊急の場合は、職員会議等で情報を共有し、関係諸機関とも連携する。

○教員に情報提供や相談ができる信頼関係を日常的に構築する。

(2) 全生徒を対象としたQUアンケートの分析、定期的なアンケート調査及び聞き取り調査の実施

(3) 相談体制の整備と周知

○生徒や保護者の話を聴く環境を整える。

○教育相談週間を実施する。

○スクールカウンセラーと情報を共有する。

○校内相談・通報窓口を生徒及び保護者に周知する。

(4) 保護者との協働

- ネットいじめ等、スマートフォンやケータイ・ゲーム機を介したいじめに対するPTAと連携した注意喚起と家庭内でのルールづくりを推奨する。
- PTAと連携した研修会を実施する。(1・2学期末)

第5章 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、あるいは相談や訴えがあった場合には、その場でその行為を止めさせ、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- (2) 「いじめ防止委員会」を中心に、関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに南丹市教育委員会に報告し、被害生徒、その保護者への支援を行う。
- (3) 加害生徒に対しては指導を行うとともに、保護者によりよい成長に向けての学校の取組方針を伝え、協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (4) 集団の一員としての自覚を高め、いじめを自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる学級経営、学校経営を進める。
- (5) いじめの解消
いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2要件が満たされている必要がある。
ア いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月）止んでいること
イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
また、「解消している」状態に至った場合でも、当該被害者児童生徒及び加害者生徒について日常的に注意深く観察し、適宜必要なケアや指導を継続的に行う。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) 生徒が、周りの大人や教員に相談できる環境をつくる。
- (2) 誹謗、中傷等を発見したら被害生徒の保護を最優先とし、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景に従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に指導する。
- (4) 情報モラルに関する指導を徹底する。

第6章 重大事態への対処

1 「重大事態とは」に関して

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、「自殺」「身体に重大な被害」「金品等に重大な被害」「精神性疾患の発症」等である。
- (2) いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている、の相当の期間とは、年間30日を目安とする。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに南丹市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 3 調査の状況については、必要に応じて被害生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 4 事実関係を明確にした調査結果を南丹市教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第7章 関係機関との連携

1 家庭・地域との連携の推進

- (1) PTAと連携し、いじめに対する理解を深めるとともに、特にネット絡みのいじめ未然防止に向けて、計画的な研修会や交流会を実施し、ケータイ・スマホ等の家庭でのルール作りを推進する。
- (2) 学校の基本方針・取組やPTAの取組をホームページ、学校だより等を通して地域に積極的に発信する。
- (3) いじめに係る状況等について、学校運営協議会や地域学校共同本部等に情報提供すると共に連携・協働による取組を進める。

2 関係機関との連携の推進

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、家庭支援総合センター等の関係機関と適切な連携を図る。

年間計画		生徒	PTA・保護者	その他
1 学期	4月	学校生活オリエンテーション	家庭訪問	道徳(価値観) 学級活動(ソーシャルスキル トレーニング) 学級・学年リーダー会 (特活の日) あいさつ運動 (PTA連携)
	5月	非行防止教室		
	6月	教育相談週間(二者面談) いじめアンケート① QUアンケート 人権学習 (身の回りの人権)	研修会 地区懇談会	
	7月	学期の総括(個人・学級)	三者面談(全学年)	
2 学期	8月 9月			道徳(価値観) 学級活動(ソーシャルスキル トレーニング) 学級・学年リーダー会 (特活の日) あいさつ運動 (PTA連携)
	10月	教育相談週間(二者面談) 生活・授業アンケート		
	11月	いじめアンケート②	三者面談(3年)	
	12月	人権学習・人権作文発表会 (身の回りや社会の中の人権) 学期の総括(個人・学級)	親子人権教室 三者面談 (1・2年)	
3 学期	1月			道徳(価値観) 学級活動(ソーシャルスキル トレーニング) 学級・学年リーダー会 (特活の日) あいさつ運動 (PTA連携)
	2月	いじめアンケート③ 生活・授業アンケート		
	3月	学期の総括(個人・学級)		